

告 示

埼玉県告示第千三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十号で告示した桶川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

桶川市

二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第九十号、昭和五十一年埼玉県告示第千三百二十八号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百九十二号、昭和五十六年埼玉県告示第千三百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第二百二十一号、昭和六十年埼玉県告示第六百二十号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百一号、平成元年埼玉県告示第二百五十五号、平成三年埼玉県告示第千七百三十二号、平成六年埼玉県告示第九百六十四号、平成七年埼玉県告示第三百四十一号、平成七年埼玉県告示第九百八十六号、平成九年埼玉県告示第三百五十九号、平成十三年埼玉県告示第四十七号、平成十四年埼玉県告示第五百六十七号、平成十五年埼玉県告示第二千二百二十二号、平成十七年埼玉県告示第二千三百十五号、平成二十年埼玉県告示第四百七十七号、平成二十三年埼玉県告示第四百五号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十五号の事業地のうち桶川市大字坂田字向を変更し、大字加納字原を加える。

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二)

使用の部分
変更なし